



ひとり親(母子・父子)相談を開始します

子ども支援課
☎783-4962
☎774-5342

10月から、母子・父子自立支援員によるひとり親相談を開始します。個人の秘密は守られますので、気軽に相談してください。☎(出)☎(例)、年末年始を除く8時30分～17時
☎子ども支援課 ☎さまざまな困りごと(生活、家庭、子どもの養育、就職、キャリアアップなどの相談 ☎市内に在住・在勤・在学の人

国民年金保険料 付加年金制度のご利用を

保険年金課 ☎775-5137
☎775-9827

月々の定額保険料(平成27年度1万5,590円)に付加保険料(1月当たり400円)を加えて納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされ、より多くの年金額が受給できます。付加年金の上乗せ額は年額で「200円×付加保険料納付月数」です。※付加保険料は、申し出た月から納付できます。☎20歳以上60歳未満の第一号被保険者(自営業者、フリーター、学生など)と任意加入被保険者(納付を免除された人や国民年金基

金の加入員は除く) ☎年金手帳と印鑑を用意して、保険年金課へ

「第5次上尾市総合計画後期基本計画(案)」への意見を募集

行政経営課 ☎775-3963
☎776-8873

平成28年度から5年間を計画期間とする「第5次上尾市総合計画後期基本計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので意見を募集します。☎市内に在住・在勤・在学の人 【計画(案)の公表・意見募集期間】10月1日(木)～21日(水) 【計画(案)・意見書の設置場所】行政経営課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にします ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送、ファクス、メールで行政経営課(〒362-8501本町3-1-1、☎50700@city.ageo.jp)へ ※郵送の場合は21日消印有効です。なお、電話では受け付けできません。

「上尾市地域創生長期ビジョン(案)」「上尾市地域創生総合戦略(案)」への意見を募集

行政経営課 ☎775-3963
☎776-8873

まち・ひと・しごと創生を目的として、人口の現状と将来の展望を示す「上尾市地域創生長期ビジョン」と、地域の実情に応じた今後5力年の施策の方向を示す「上尾市地域創生総合戦略」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので意見を募集します。☎市内に在住・在勤・在学の人 【計画(案)の公表・意見募集期間】10月2日(金)～22日(木) 【計画(案)・意見書の設置場所】行政経営課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にします ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送、ファクス、メールで行政経営課(〒362-8501本町3-1-1、☎50700@city.ageo.jp)へ ※郵送の場合は

22日消印有効です。なお、電話では受け付けできません。

「第8次上尾市行政改革大綱・実施計画(案)」への意見を募集

行政経営課 ☎775-3963
☎776-8873

平成28年度から5年間を推進期間とする「第8次上尾市行政改革大綱・実施計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので意見を募集します。☎市内に在住・在勤・在学の人 【計画(案)の公表・意見募集期間】10月27日(火)～11月16日(月) 【計画(案)・意見書の設置場所】行政経営課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載しています。【意見などの取り扱い】内容を検討し、計画策定の参考にします ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送、ファクス、メールで行政経営課(〒362-8501本町3-1-1、☎50700@city.ageo.jp)へ ※郵送の場合は16日消印有効です。なお、電話では受け付けできません。

特定健診(国保加入者)・後期高齢者健診の実施期間が終了します

保険年金課(特定健診) ☎782-6494
 (後期高齢者健診) ☎775-5125
 ☎775-9827

平成27年度の特定健診・後期高齢者健診は、10月31日(土)で終了します。期間の終了間際は医療機関の混雑が予想されます。まだ受診が済んでいない人は、早めに受診してください。実施期間終了後は受診ができませんので注意してください。※事前に医療機関にお問い合わせから受診してください。(土)に受診できる医療機関もあります。

上平塚地区の地区計画の変更に係る原案の縦覧

都市計画課 ☎775-7629
 ☎775-9906

【縦覧期間】10月1日(木)～15日(木)8時30分～17時15分(土)(日)(祝を除く)
 【縦覧設置場所】都市計画課 ※市ホームページでも縦覧できます。
 上平塚地区(大字平塚の一部)を対象とした「上尾都市計画地区計画の変更」【意見書の提出】意見書 都市計画課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入

して、直接または郵送で10月22日(木)まで(消印有効)に都市計画課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※意見書を提出できる人は、区域内の土地所有者または利害関係人です。

「上尾都市計画下水道」の変更に係る原案の縦覧

下水道施設課 ☎775-9372
 ☎772-9050

【縦覧・意見書の提出期間】10月9日(金)～23日(金)8時30分～17時15分(土)(日)(祝を除く) 【縦覧設置場所】下水道施設課 ※市ホームページでも縦覧できます。 ☎公共下水道(雨水)の排水区域の拡大 【意見書の提出】意見書(下水道施設課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入して、直接または郵送で下水道施設課(〒362-0013上尾村1-157)へ ※郵送の場合は23日消印有効です。なお、意見書を提出できる人は、上尾市民または利害関係人です。

「上尾都市計画生産緑地地区」の変更に係る原案の縦覧

みどり公園課 ☎775-8129
 ☎775-9906

平成4年12月に都市計画決定した「上尾都市計画生産緑地地区」につい

て、行為制限の解除や新たな道路整備などの発生により、生産緑地地区の一部変更を行います。【縦覧・意見書の提出期間】10月1日(木)～15日(木)8時30分～17時15分(土)(日)(祝を除く) 【縦覧設置場所】みどり公園課【意見書の提出】意見書(みどり公園課にある)に必要な事項を記入して、直接または郵送でみどり公園課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※郵送の場合は15日消印有効です。なお、意見書を提出できる人は、上尾市民または利害関係人です。

「タウンページ あげおくらしのガイド」を配布

広報広聴課 ☎775-4918
 ☎776-8873

NTTタウンページと市の行政情報を1冊にまとめて掲載した「タウンページ あげおくらしのガイド」を11月から市内の各家庭に順次配布します。



青少年健全育成推進大会

江川紹子さんによる講演

「混迷の時代を生きる“命の重さ”」

青少年課 ☎776-2488・☎776-2117

11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせて、「青少年健全育成推進大会」を開催します。この機会に青少年の健全育成について一緒に考えてみませんか。 ☎10月24日(土)13～16時 ☎上尾市文化センター ☎第1部(13時～)／青少年育成功労賞の表彰他 第2部／①地区会議実践活動発表(14時～)②江川紹子さんの講演「混迷の時代を生きる“命の重さ”」(14時35分～) ※第2部からの入場もできます。またホワイエで「家庭の日」をテーマに小・中学校の児童・生徒が描いた啓発ポスターを掲示します。 ☎1,050人(先着順) ※駐車場に限りがありますので、公共の交通機関を利用してください。



【プロフィール】
 えがわ・しょうこ

国際情勢や国内の社会問題、教育問題、人権、平和などに関して精力的に取材・執筆。近年では、東日本大震災や原発事故の取材、郵便不正事件や美濃加茂市長が収賄罪に問われた事件など、刑事司法のさまざまな問題を追及。検察の在り方検討委員会に就任するなど、多方面に活躍中。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

国民健康保険(国保)被保険者証を更新します

保険年金課 ㊟782-6471
㊟775-9827

11月1日(日)から国民健康保険被保険者証の有効期限が更新されます。新しい保険証(灰色)は10月中旬に簡易書留で郵送します。

今回、被保険者証が次の①②のとおり変更となります。

①被保険者証と高齢受給者証を一体化(下図参照)

70歳以上の人は、被保険者証と高齢受給者証の2枚を提示して医療機関を受診していましたが、今後は被保険者証1枚で受診ができるようになります。

②切り替え時期が変更

新しい被保険者証の有効期限は11月1日から平成28年7月31日までとなります。これまでは、被保険者証を11月に切り替えていましたが、高齢受給者証と一体化することに伴い、8月切り替えに移行します。 ※国保から社会保険に変わった人は、国保を脱退する手続きが必要です。国保被保険者証と会社の被保険者証の両方を用意して、保険年金課または各支所・出張所までお越しください。

【被保険者証と高齢受給者証を一体化】

新

【灰色】

旧

【青色】

← 一体化

障害者差別解消法が施行

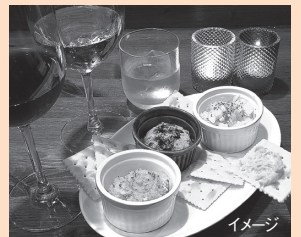
障害福祉課 ㊟775-5122
㊟776-8872

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されます。これにより、行政機関や民間企業などには、障害があるという理由で、「不当な差別的取扱いをする」と「禁止や「合理的配慮」が求められること

食べて飲んで買って楽しく街を巡り歩こう

AGEバル3

情報・賑わい発信ステーションあぴっと!
㊟871-7660



JR上尾駅から徒歩10分圏内にある約60の飲食店などを巡るイベントです。チケットを使い飲食しながら、おしゃれな店やおいしい店など、新たな魅力を再発見できます。

※バルとはスペイン語で喫茶店、立ち飲み居酒屋、社交場の意味です。 ㊟10月10日(土)~31日(土) 【チケット】前売り/2,300円、当日/2,400円(800円券×3枚綴り) ※前売り券の販売は10月9日(金)までです。 【チケット販売場所】情報・賑わい発信ステーションあぴっと!(A-GEO・タウン内2階) ※参加店などはAGEバル公式ホームページ(㊟http://age-bar.com)をご覧ください。

れることとなります。

「不当な差別的取扱い」とは、障害があることを理由として、サービスの提供や入店を拒否することなどです。

「合理的配慮」とは、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けすることや、窓口で筆談や読み上げをすることなどです。詳しくは市ホームページをご覧ください。

障害者手帳の体裁が統一されます

障害福祉課 ㊟775-5122
㊟776-8872

埼玉県では、10月から新たに交付(再交付)される障害者手帳の体裁が統一され、全ての障害者手帳のカバーの色が紺色(文字の色は金色)に

変更となります。

これに伴い、精神障害者保健福祉手帳のサイズが変更されます。なお、今までの障害者手帳は引き続き利用することができます。また、カバーの交換をすることもできますので、詳しくは問い合わせください。

障害年金のお知らせ

保険年金課 ㊟775-5137
㊟775-9827
大宮年金事務所 ㊟652-23399

公的年金制度には、老後の生活を支える「老齢年金」の他、不慮のけがや病気などで障害の状態になったときの「障害年金」があります。 障害年金は、障害の原因となっただけがや病気で、初めて病院を受診した

市長 キラリ 通心

家族の絆

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

前月号でアッピーとまゆみちゃんの“子ども誕生”のビッグニュースをお知らせし、「子どもの名前」を募集したところ、上尾市、本宮市の市民の皆さんをはじめ多くの方から応募がありました。皆さんが笑顔であれこれと考えてくださった姿が思い浮かびます。本当にありがとうございました。

東日本大震災から4年半が経過したところですが、被災した本宮市とは復興支援が縁となり、「災害時相互応援に関する協定」を締結し、さらに「友好都市協定」締結という歩みを進めてきました。太い絆で結ばれた両市のイメージキャラクター同士の婚約、結婚、子どもの誕生を経て3人家族になることは、両市の友好の象徴として市民の皆さんから期待や喜びの声をいただいています。また、それだけに留まらず、全国初の話題として、両市の明るいイメージを印象付けるとともに、上尾市の知名度を高めるなどイメージアップにつながる機会になると思います。

上尾市の魅力は、事務区をはじめとした「地域コミュニティのまち」、平坦でコンパクトな地形を生かし、自転車レーンも広がりつつある「自転車のまち」、障害者や高齢者福祉の充実を進める「人にやさしいまち」、ブックスタートからセカンドブックスタートへとつなげるなど、子どもの読書環境の充実からは「本のまち」、アピースマイル商品券も初回の8万セットが完売するなど「経済活力のあるまち」、などたくさんあります。他にも素晴らしい「まちの顔」がありますが、今回の“子ども誕生”の話題で、さらに「家族の絆を大切にすまち」も加わったことと思います。これからもたくさんの方々の魅力を発信し、住んでよかったと実感できる街づくりを進めていきたいと強く思っています。

さて、子どもは、アッピーとまゆみちゃんそれぞれに似ていて、明るさも元気も2倍のかわいらしいキャラクターです。丸顔はアッピーに、大きなおへそはまゆみちゃんに似ていますね。お披露目は11月7日の「あげお産業祭」の日になりますので、皆さんもぜひ会場に駆けつけて、祝福していただければ嬉しいですよ。元気を発信する人は、必ず自分も元気になります。多くの市民の皆さんとともに、家族の絆の素晴らしさを感じて、喜びを分かち合いたいと思っています。



市指定無形民俗文化財

「畔吉ささら獅子舞」を見学しませんか

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

畔吉ささら獅子舞は、王獅子、中獅子、牝獅子の計3匹で舞う「一人立ち三匹獅子」で、岩槻城主であった太田氏房が馬に乗って見に来たという伝承があります。 ☎宵祭り/10月10日(土)19時～本祭り/10月11日(日)10時～、15時～、18時30分～ ☎諏訪神社(畔吉835) ※11日10時の上演だけ徳星寺(畔吉751)です。 【交通】JR上尾駅西口から“ぐるっとくん”平方循環で「畔吉」下車。東武バス利用の場合、畔吉経由西上尾車庫行で諏訪神社は「前原」下車、徳星寺は「畔吉」下車 ※経路しない便がありますので注意してください。

●見学会
時10月11日(日)
15時～ ☎諏訪神社 ☎「畔吉ささら獅子舞」の解説と見学



昨年の「畔吉ささら獅子舞」

日(初診日)に加入していた年金制度によって、種類が異なります(下表参照)。障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要です。大宮年金事務所または保険年金課に相談してください。 【受給要件】次の①～③の全てに該当する人①年金制度加入中に初診日がある、または初診日が20歳前もしくは60～65歳の年金未加入期間中②一定の障害の状態にある③保険料納付要件を満たしている 【年金額】1級障害/97万5、100円、2級障害/78万100円平成27年度 ※障害厚生年金の年金額は、厚生年金加入期間中の報酬額と加入期間で算出されます。障害年金の等級は「障害者手帳

加入していた年金制度	障害年金の種類	問い合わせ先
国民年金 ・第1号被保険者 ・初診日が20歳前または60～65歳までの期間にある人 ・第3号被保険者	障害基礎年金	保険年金課 または 大宮年金事務所 ※第3号被保険者については大宮年金事務所に問い合わせてください。
厚生年金	障害厚生年金	大宮年金事務所
共済年金	障害共済年金	各共済組合

の等級」とは異なります。配偶者や子どもがいるときは、前記の金額に一定額が加算される場合があります。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問問問問問

10月以降の公的年金からの市・県民税の特別徴収税額

市民税課 ☎775-5131
☎775-9846

市・県民税が公的年金から特別徴収される人は10月から開始、または徴収税額が変更となります。

① 8月以前から特別徴収されている人(表1参照)

10月から徴収税額が変更される場合がありますので、すでに郵送している「公的年金所得に係る特別徴収税額の決定通知書」の「(2)平成27年度公的年金特別徴収税額」、または「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄で、10月以降の税額を確認してください。10・12月、平成28年2月に特別徴収(本徴収)される合計額は、公的年金等から算出した年税額から4・6・8月に特別徴収(仮徴収)された税額を差し引いた額です。その差額を3分割した額が各年金支給月の徴収税額になります。このように、公的年金等から算出した年税額を10月以降の徴収税額で調整するため、8月までと10月以降の徴収税額は大きく異なる場合があります。

② 10月から新たに特別徴収される人(表2参照)

新たに特別徴収の対象になった人

◆10月からの特別徴収税額の変更例(平成27年度の年税額が8万円の場合)

【表1】8月以前から特別徴収(仮徴収)されている人

納付方法	年金からの特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
内 訳	3万円(2月と同額×3) ※2月に特別徴収した額を1万円と仮定しています。			8万円(年税額) - 3万円(4・6・8月分) = 5万円を3分割 ※100円未満は10月にまとめて徴収します。		
月	4月	6月	8月	10月	12月	平成28年2月
税額	1万円	1万円	1万円	16,800円	16,600円	16,600円

【表2】10月から新たに特別徴収される人 **徴収税額が変更になります**

納付方法	年金からの特別徴収					
	普通徴収			年金からの特別徴収		
内 訳	4万円(年税額の半分)を2分割			4万円(年税額の半分)を3分割 ※100円未満は10月にまとめて徴収します。		
月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	平成28年2月	
税額	2万円	2万円	13,400円	13,300円	13,300円	

※年税額とは、公的年金等から算出された市・県民税の額です。

は10月から天引きが開始されます。「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄の10月以降の税額を確認してください。
※①②に関わらず、税額変更などにより通知書が複数送られている人は最新の通知書をご覧ください。

上尾・桶川・伊奈

暴力排除地域安全大会

交通防犯課 ☎775-5138・☎775-9927

上尾地区暴力排除推進協議会と上尾地方防犯協会では、「上尾・桶川・伊奈暴力排除地域安全大会」を開催します。同協議会と同協会は上尾市、桶川市、伊奈町、上尾警察署の関係団体と共に、住民が暴力のない安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指して活動しています。 ☎10月31日(土) 13時30分～16時 所 上尾市文化センター 内①式典②宮本隆治さんの講演「ゆとり・ユーモア・帰りは元気!」 定 1,050人(先着順)

【プロフィール】

みやもと・りゅうじ

1950年、福岡県出身。慶應義塾大学卒業後、1973年にNHKに入局。アナウンサーとして数々の名物番組を担当。NHK紅白歌合戦では、6年連続で総合司会を務める。同局のエグゼクティブアナウンサーを経て、2007年にフリーアナウンサーとなる。現在は、テレビ出演の他、全国各地の講演会で活躍している。



平成28年度使用 中学校教科用図書採択結果

指導課 ☎775-9672・☎775-5633

市教育委員会では、平成28年度から中学校で使用する教科書を下表のとおり採択しました。

教科	教科書名	発行者名(略称)
国 語	国語	光村
	中学書写	
社 会	新編 新しい社会 地理	東書
	新編 新しい社会 歴史	
	新編 新しい社会 公民	
	中学校社会科地図	帝国
数 学	新編 新しい数学	東書
理 科	自然の探究 中学校理科	教出
音 楽	中学生の音楽(一般)	教芸
	中学生の器楽(器楽合奏)	
美 術	美術	開隆堂
保健体育	保健体育	大修館
技術・家庭	技術・家庭(技術分野)	開隆堂
	技術・家庭(家庭分野)	
外 国 語	SUNSHINE ENGLISH COURSE	開隆堂



10月からあなたにも届きます 「マイナンバー」

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

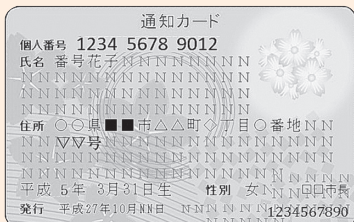
上尾市マイナンバーコールセンター ☎782-9922・☎775-9827

10月から、国民一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が指定され、マイナンバーが記載された「通知カード」を住民票の住所に世帯ごとに郵送します。また、平成28年1月からは希望者に「個人番号カード」を交付します。マイナンバーは個人番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除き一生使うものですので、大切に保管してください。

●通知カード(全ての人)

10月から「通知カード」を世帯ごとに家族全員分を簡易書留郵便で送付します。

このカードは12桁のマイナンバーをお知らせするもので、公的な本人確認書類にはなりません。利用するときは、別途証明書(運転免許証、パスポートなど)が必要です。



通知カード(紙製)

●個人番号カード(希望者)

「個人番号カード」の交付を希望する場合は申請が必要です。ICチップの付いたカードの表面に住所、氏名、性別、生年月日、有効期間、顔写真が掲載され、裏面にマイナンバーが記載されます。

本人確認のための身分証明書として利用できる他、e-TAX(国税電子申告・納税システム)などにも利用できます。なお、ICチップには所得の情報や病気の履歴などの個人情報も記録されませんので、このカードで全ての個人情報が分かってしまうことはありません。



【表】



【裏】

個人番号カード(プラスチック製)

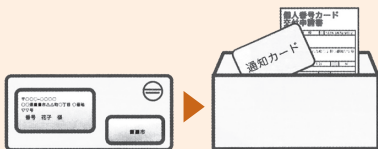
住民基本台帳カード(住基カード)の交付終了

マイナンバー制度の導入に伴い、住基カードの交付は12月末で終了します。なお、有効期限まで利用できますが、「個人番号カード」の交付を希望する人は、発行時に住基カードを回収します(両方は所有できません)。

交付は無料! 個人番号カードの申請方法 ※イラストはイメージです。

ステップ 1

10月から住民票の住所に、マイナンバーの通知カードが簡易書留郵便で送付されます。



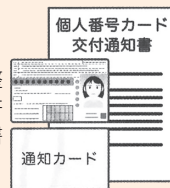
ステップ 2

同封されている個人番号カード交付申請書に、顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに投函してください。



ステップ 3

平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで交付通知書が送られます。運転免許証などの本人確認書類、通知カード、交付通知書を持参し、市役所1階専用窓口へお越しください。



ステップ 4

本人確認の上、暗証番号を設定しただき、個人番号カードが交付されます。



個人番号カードの申請は、スマートフォンなどを利用したWEB申請もできます。詳しくは「通知カード」に同封されているパンフレットをご覧ください。

■事業者の皆さんもマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、従業員(パート、アルバイトを含む)の健康保険や厚生年金などの加入手続き、給与の源泉徴収票の作成などの際に、従業員のマイナンバーを取り扱うようになります。事業者の皆さんは、取得したマイナンバーを適切に管理してください。

マイナンバー制度に関する問い合わせ

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

(9:30~20:00(土)祝日は17:30まで)

内閣官房ホームページ ☎http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

大谷北部第二地区の都市計画
の変更に係る素案の閲覧・原案
の縦覧と説明公聴会の開催集

都市計画課 ㊟77517629

㊟77519906

■素案の閲覧・原案の縦覧 ㊟10月

1日(木)～15日(木)8時30分～17時15分

(土)(日)(祝を除く) ㊟都市計画課 ※

市ホームページでも閲覧・縦覧でき
ます。 ㊟大谷北部第二地区(大字今

泉、大字川、志丁目、小敷谷、柏座四

丁目の各一部)を対象とした「上尾都

市計画用途地域の変更」「上尾都市計

画準防火地域の変更」「上尾都市計画

地区計画の変更」【地区計画原案に

対する意見書の提出】意見書都市計

画課にある。市ホームページからダ

ウンロードも可)に必要な事項を記入

して、直接または郵送で10月22日(木)

まで(消印有効)に都市計画課(〒362

8501本町3-1-1)へ ※意見書

を提出できる人は区域内の土地所有

者または利害関係人です。

■説明公聴会の開催 ㊟10月31日(土)

10時～ ㊟大谷北部第二地区画整

理組合事務所(今泉19-1) ㊟大谷

北部第二地区を対象とした「上尾都

市計画用途地域の変更」「上尾都市計

画準防火地域の変更」上尾都市計画

地区計画の変更」の説明と公聴



ストップ!滞納

滞納整理強化期間

10～12月

納税課 ㊟775-5194・㊟775-9846

税負担を公平にするため、滞納整理を強化しています。市民の皆さんから納めていただく税金は、福祉や教育などさまざまな公共サービスを進める上でとても大切な財源です。市税滞納は納期限内に納付している多くの市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。納期限内の納付にご協力ください。

●市税の滞納整理強化期間

上尾市を含めた県内全ての市町村と埼玉県では、10～12月を「滞納整理強化期間」と定め、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を強化しています。

●差押えの実施

払えるのに払わない悪質な滞納者に対する徴収対策を強化しています。特に、遊興費、借入金返済、住宅・自動車ローン返済や貯蓄などを優先している人に対しては、「財産調査」や「財産の差押え」を徹底して実施しています。

●延滞金の発生

延滞金は、納期限内に納付している人との公平性を保つために課されるものです。納付の日までの日数に応じて、14.6%以内(納期限の翌日から1カ月の日まで7.3%以内)で計算されます。

●不動産の公売

不動産差押え後も、滞納が解消

されない場合には、やむを得ず公売を実施します。市では毎年差押え・公売を実施しており、未納の税金に充てています。

●口座振替をご利用ください

「便利で確実」な口座振替による納付をお勧めしています。一度手続きをすると、毎年自動的に継続され次のような長所があります。

◆指定された預金口座から自動的に払い込まれるため、納め忘れがない

◆納期のたびに金融機関などに納付に行く手間が省ける

※口座振替依頼書は、市内の金融機関、市役所の窓口にある他、市ホームページからダウンロードもできます。

●モバイルレジも便利です

モバイルレジとは、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラ機能で読み取り、モバイルバンキングを利用することで納付ができるサービスです。夜間でも自宅に居ながら税金の納付ができ、とても便利です。詳しい利用方法は(株)NTTデータのモバイルレジホームページで確認してください(パソコンからは㊟<http://solution.cafis.jp/bc-pay/>、携帯電話・スマートフォンからは㊟<http://bc-pay.jp/>)。

滞納処分の流れ

督促

納期限までに納付の確認が取れない人に、督促状を送付します。

財産調査

給与・預貯金・生命保険・売掛金・不動産などの財産を調査します。

差押え

財産調査で判明した給料、預金、生命保険などを差押えます。

換価

差押えた不動産は公売に、金銭債権は取り立てを行い、未納の税金に充当します。

●差押えの実績

年度	件数	差押税額(円)
25	755	7億4,451万7,864円
26	929	5億3,609万4,329円

●ご相談ください

納期限内に納付できない場合は、放置せずに納税課へ相談してください。

◆平日 8:30～17:00

◆土曜 8:30～12:00

13:00～17:00

学校公開 ~ 「夢・感動教育 あげお」の実現を目指して~

指導課 ☎775-9672・☎775-5633

市教育委員会では、教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、学校・家庭・地域の連携による教育の充実のため、11月を「上尾市教育月間」として取り組んでいます。各学校では、授業公開だけでなく、音楽会や合唱祭、持久走大会など、日頃の練習の成果を見ていただく場も用意しています。また、バザーなどの地域の皆さんにも楽しんでいただける行事もありますので、ぜひ近くの学校へお出かけください。

【幼稚園】

幼稚園名	実施公開期日	催し名
平方幼稚園 ☎725-2008	10月 23日(金)	創立50周年記念式典
		6日(金) わくわく歩け遠足
	11月 7日(土)	親子・地域ふれあいの日
		11日(休) 幼稚園公開日

【小学校】

学校名	実施公開期日	催し名	
上尾小 ☎771-0067	10月 17日(土)	PTAバザー	
		1日(日) 学校公開、作品展	
	11月 未定	敬老参観、敬老給食	
		25日(休) 持久走大会	
中央小 ☎771-0256	11月 1日(日)	学校公開、音楽会、ドリムフェスティバル	
		1日(日)~6日(金) 作品展	
大谷小 ☎781-0120	10月 24日(土)	大谷っ子まつり	
		27日(休)~11月6日(金) 作品展	
		31日(土) 学校公開、音楽会	
	11月 26日(休)	持久走大会	
平方小 ☎725-2070	10月 1日(日)~30日(金)	市民ギャラリー	
		10日(土) 平方EXPO2015(防災体験活動)	
	11月	1日(日)~5日(木)	学校公開
		1日(日)	音楽会
		6日(金)	わくわく歩け遠足
		19日(休)	持久走大会
	21日(土)	キッズフェスタ	
大石小 ☎781-0342	11月 1日(日)	学校公開、音楽会、薬物乱用防止教室	
		26日(休) 持久走大会	
原市小 ☎721-1536	10月 24日(土)	ふれあいバザー	
	11月 1日(日)	学校公開、音楽会	
		18日(休) 持久走大会	
上平小 ☎771-1751	10月 17日(土)	ふれあいフェスティバル	
	11月	1日(日)	学校公開、音楽会、新入学児童学校探検
		1日(日)・4日(木)・5日(金)	作品展
		25日(休)	持久走大会
		30日(月)	地域ボランティア感謝の会
富士見小 ☎771-0505	10月 17日(土)	PTAバザー	
	11月	1日(日)	音楽会、薬物乱用防止教室
		1日(日)~4日(木)	学校公開、作品展
		25日(休)	持久走大会

学校名	実施公開期日	催し名	
尾山台小 ☎721-3400	11月	1日(日)・4日(木)・5日(金)	学校公開
		1日(日)	音楽会
		19日(休)	持久走大会
		25日(休)	尾山台まつり
東小 ☎773-2490	10月 30日(金)~11月20日(金)	なないろ作品展	
	11月	1日(日)	学校公開、音楽会
		7日(土)	東小フェスティバル
		25日(休)	持久走大会
大石南小 ☎726-2655	10月 29日(休)	音楽の広場	
	11月	1日(日)	学校公開、ふれあい広場
		18日(休)	持久走大会
平方東小 ☎725-2623	10月 25日(日)	PTAフェスティバル	
	11月	1日(日)	学校公開、音楽会
		未定	持久走大会
原市南小 ☎722-2100	11月	1日(日)・4日(木)~6日(金)	学校公開
		1日(日)	ふれあい広場
		6日(金)	音楽会
鴨川小 ☎775-6562	11月	1日(日)	学校公開、音楽の広場
		18日(休)	愛校作業
		26日(休)	持久走大会
芝川小 ☎773-2560	10月 25日(日)	ふれあいフェスティバル	
	11月 1日(日)	学校公開、音楽会	
瓦葺小 ☎721-4618	11月	1日(日)	学校公開、音楽会、葺小まつり
		25日(休)	持久走大会
今泉小 ☎781-4318	11月	1日(日)	学校公開、ふれあい広場、ふれあいコンサート
		26日(休)	開校40周年記念式典
西小 ☎781-6567	10月 24日(土)	西小ふれあいまつり	
	11月	1日(日)	開校40周年記念式典
		9日(月)	フリー参観日
		10日(火)	音楽会
		19日(休)	持久走大会
東町小 ☎775-6569	10月 27日(火)~11月20日(金)	作品展	
	11月	1日(日)	学校公開、音楽会
		26日(休)	長距離走大会
平方北小 ☎726-2120	11月	1日(日)	学校公開、音楽会、わんぱく広場
		20日(金)	マラソン大会

学校名	実施公開期日	催し名	
大石北小 ☎775-4428	10月 17日(土)	北小まつり	
	11月	1日(日)・4日(木)~6日(金)	学校公開
		1日(日)	くすのきコンサート
上平北小 ☎775-4427	10月 25日(日)	いちよう祭	
	11月 1日(日)	学校公開、北小なかよし集会	

【中学校】

学校名	実施公開期日	催し名	
上尾中 ☎771-0129	10月 29日(休)	合唱祭	
	11月	2日(月)~7日(土)	学校公開
		6日(金)	ふれあい講演会
太平中 ☎725-2026	10月 31日(土)	太平祭	
	11月	2日(月)~6日(金)	学校公開
		27日(金)	ふれあい講演会
大石中 ☎772-2660	10月 31日(土)	学校公開、合唱祭	
	11月	4日(木)~6日(金)	学校公開
7日(土)		合唱祭	
10日(火)		ふれあい講演会	
原市中 ☎721-0636	11月	4日(木)~7日(日)	学校公開
		5日(金)	合唱祭
		7日(土)	PTAバザー
	25日(休)	ふれあい講演会	
上平中 ☎771-1555	11月	4日(木)~7日(日)	学校公開
		5日(金)	合唱祭
		7日(土)	PTAバザー
		25日(休)	ふれあい講演会
西中 ☎781-1541	10月 30日(金)	音楽会	
	11月 1日(日)	学校公開	
東中 ☎775-6566	10月 31日(土)	くすのき祭	
	11月 4日(木)~6日(金)	学校公開	
大石南中 ☎726-0511	10月 31日(土)	学校公開、合唱祭、収穫を祝う会	
	11月	4日(木)~6日(金)	学校公開
		27日(金)	ふれあい講演会
瓦葺中 ☎722-2101	10月 15日(木)	長距離走大会	
	11月 31日(土)	学校公開、合唱祭	
南中 ☎781-2299	11月	27日(金)	ふれあい講演会
		1日(日)	合唱祭
		4日(木)・5日(金)	学校公開
大谷中 ☎781-9080	11月	21日(土)	土曜授業公開
		4日(木)~7日(日)	学校公開
		7日(土)	合唱祭、吹奏楽部定期演奏会

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

人事行政運営状況

職員課 ☎775-5112・FAX775-9819

市職員の給与や勤務状況などを公表します。特に記述のないものは、平成27年4月1日現在の状況です。人事行政の運営の状況について詳しくは、条例に基づき市ホームページに掲載しています。

1 職員の任免と職員数の状況

■職員の採用及び退職状況 (単位：人)

区分	採用	退職
事務職	38 (11)	37 (15)
社会福祉士	1 (1)	0 (0)
土木	4 (0)	11 (0)
建築	2 (0)	1 (0)
化学	1 (1)	1 (0)
保育士	11 (10)	10 (9)
消防士	7 (0)	7 (0)
教諭	0 (0)	1 (1)
指導主事	7 (2)	7 (1)
技能労務職	2 (2)	4 (3)
小計	73 (27)	79 (29)
再任用(フルタイム)	18 (5)	20 (7)
計	91 (32)	99 (36)

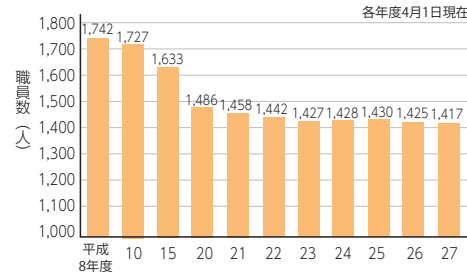
※採用は平成26年4月2日から平成27年4月1日まで、退職は平成26年度中の職員数です。
※()内は女性数で、内書きです。
※再任用職員の任期は1年間です。

■職位別任用状況 (単位：人)

区分	職員数	うち昇格者
部長級	23 (0)	10 (0)
次長級	33 (2)	15 (2)
課長級	170(34)	27 (8)

※()内は女性数で、内書きです。

■職員数の推移



平成27年度の職員数は1,417人で、最多だった平成8年度の1,742人より325人減少しました。

■一般行政職の級別職員数

区分	職員数(人)	構成比(%)
7級 部長級	16	2.5
6級 次長級	27	4.2
5級 課長級	95	14.9
4級 副主幹級	73	11.4
3級 主査級	151	23.7
2級 主任級	123	19.3
1級 主事級	153	24.0
合計	638	100.0

■部門別職員数の状況 (単位：人)

部門	区分	H25	H26	H27
一般行政	議会	11	12	12
	企画総務	214	213	213
	税務	74	67	68
	民生	343	357	354
	衛生	102	100	98
	労働	2	2	2
	農林水産	15	15	15
	商工	6	6	6
	土木	119	113	110
	小計	886	885	878
特別行政	教育	158	157	156
	消防	261	261	261
	小計	419	418	417
特別会計(下水道他)		79	78	79
企業会計(水道)		46	44	43
合計		1,430	1,425	1,417

※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、再任用フルタイムなどを含み、再任用短時間職員や臨時、非常勤職員を除きます。

2 職員の給与の状況

■平成26年度 人件費の状況(普通会計決算)

住基人口(年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	過去の人件費
227,995人	571億 4,122万 9千円	113億 2,049万 2千円	19.8%	(H24) 114億9,681万1千円 (H25) 111億2,787万2千円

※人件費は特別職(市長・議員など)に支給する報酬などを含みます。
※人件費は平成10年度の150億3,953万4千円を最高に約37億2千万円減少しています。

■平均給料月額

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	322,000円	41.3歳
技能労務職	324,700円	48.5歳

■初任給額

区分	給料月額
一般行政職	大学卒 180,800円
	高校卒 151,800円

■経験年数別・学歴別平均給料額

区分	経験年数	10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	271,280円	314,175円	356,073円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	313,700円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

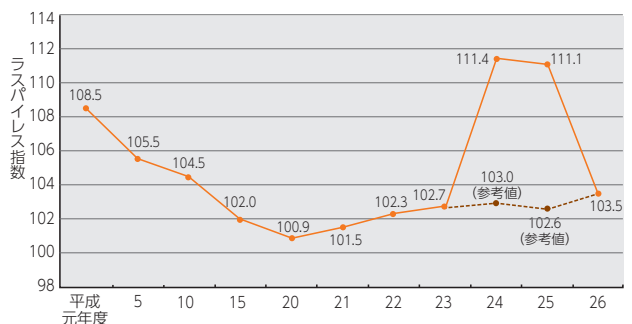
■平成26年度 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,302人	49億 9,932 万円	9億1,543 万7千円	18億4,450 万円	77億 5,925万 7千円	595万 9千円

※職員手当には退職手当を含みません。
※職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

■ラスパイレース指数の推移

ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



※参考値とは、平成24、25年度の国家公務員の時限的な給与と改定特例法による措置が無いとした場合の数値です。

■職員手当の状況

毎月決まって支給	扶養手当	住居手当	通勤手当	
	①配偶者／13,000円 ②配偶者以外／6,500円 ※満16～22歳の子1人につき5,000円加算されます。	①借家の者／27,500円(上限) ②持家居住者／5,000円	①交通機関利用者／運賃相当額 ②交通用具利用者／通勤距離に応じて算出した額	
実績に応じて支給	管理職手当	地域手当		
	課長相当職以上の管理職職員に支給する手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当(給料、扶養手当、管理職手当の総額の4%)		
臨時に支給	時間外勤務手当	特殊勤務手当		
	正規の勤務時間外に勤務したときに支給する手当 ※他に、夜間勤務手当、休日勤務手当があります。	危険、不快な業務など特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当		
臨時に支給	期末・勤勉手当	退職手当		
	年間支給率／4.1月(2.15月) ※支給額の算定には、職制上の段階、職務の級などによる算定基礎の加算措置があります。 ※()は、再任用職員に係る支給割合です。	勤続年数	自己都合	勲奨・定年
		20年	20.4450月分	25.55625月分
		25年	29.1450月分	34.5825月分
35年		41.3250月分	49.5900月分	
	最高限度	49.5900月分	49.5900月分	

※退職手当の支給率については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの退職者が対象になっています。

■特別職の報酬などの額

区分	報酬	期末手当	費用弁償
市長	900,000円	年間支給率／4.1月 ※支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。	議会本会議・各委員会に出席／1日につき2,000円
副市長	750,000円		
議長	505,000円		
副議長	460,000円		
常任委員長	445,000円		
議員	435,000円		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■勤務時間の概要

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
38時間45分	始業	終業	休憩時間	週休日
	8時30分	17時15分	60分	(土)日

■年次有給休暇の取得状況(平成26年度)

平均取得日数／10.3日
※1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間です。

■時間外勤務の状況(平成26年度)

平均時間外勤務時間数／年間101.2時間

■育児休業などの取得状況(平成26年度)

育児休業取得者数／77人(うち新規36人)
部分休業取得者数／24人(うち新規9人)

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分(平成26年度)…15人(事由はすべて病気休職)

■懲戒処分(平成26年度)…1人(減給)

5 職員のサービスの状況

■職員の守るべき義務の概要

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

6 職員の研修状況

平成26年度に実施した研修は合計で84コースあり、延べ研修修了人数は1,439人です。

階層別研修	608人	昇任・昇格時などに実施
特別研修	526人	キャリアデザイン研修や危機管理講演会など
派遣研修	213人	国・県の研修機関や民間派遣など
自主研修	92人	通信教育など

7 職員の福祉と利益の保護の状況

■埼玉県市町村職員共済組合負担金など
16億7,552万7千円(平成26年度)

■公務災害などの発生状況(平成26年度)
公務災害／10件 通勤災害／0件

8 公平委員会の業務の状況

■勤務条件についての措置要求の状況

平成26年度の措置要求はありません。

■不利益処分についての不服申し立ての状況

平成26年度の不服申し立てはありません。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 定定員 持持ち物
 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ ※記載のないものは「無料」